

ST マーク使用許諾契約者各位

平成 22 年 4 月 21 日
日本玩具協会

「食品衛生法施行規則第 78 条第 1 号の指定おもちゃ」の DINP 検査箇所について

「器具・容器包装部会」（2 月 22 日開催）において、厚労省から「口に接触することを本質とするおもちゃ」（食品衛生法施行規則第 78 条第 1 号の指定おもちゃ）については、「口に接することを本質とする部分」以外の部分も含め、全体として DINP 規制がかかっているとの解釈が示されました。（材質が塩化ビニル製のもののみ）

これを受け、上記玩具の食衛法・ST 検査において、「口に接することを本質とする部分」（ラッパの吸い口など）以外の部分についても DINP の検査を行うこととします。

（注）検査機関によると、塩ビ製の「口に接触することを本質とするおもちゃ」の検査申請はもともと数が少ないとのことですので、本件の適用されるケースは限定されると考えています。

（問合せ先）

何かございましたら、当協会事務局（山口・中田・小林 Tel03-3829-2513）まで
問合せ下さい。